

鹿沼市建設工事入札参加資格審査事務処理要領

(趣旨)

第1条 鹿沼市建設工事請負業者資格審査要綱(平成22年4月1日告示第52号。以下「要綱」という。)に基づく入札参加資格審査の事務処理は、この要領の定めるところによる。

(資格審査の申請)

第2条 建設工事入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)は、共同企業体を除き、栃木県知事が別に告示する受付期間及び申請方法によるものとする。

(審査基準日)

第3条 資格審査の基準日は、別に定めるものを除き、資格審査の申請日とする。

(格付基準)

第4条 格付は、申請書が第2条の受付期間内に提出され、かつ、正式に受理した建設業者について行うものとする。

2 前項の格付の基準とする点数(以下「格付基準点数」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める点数とする。ただし、客観点数(第6条に規定する客観点数をいう。以下同じ。)のない者については、格付しないものとする。

(1) 鹿沼市内に本店を有する建設業者 客観点数に主観点数(第7条に規定する主観点数をいう。以下同じ。)を加えた点数

(2) 鹿沼市外に本店を有する建設業者 客観点数

3 第1項の格付の結果、前回の格付の等級から2等級以上下位の等級になる場合は、前回の格付の等級の1等級下位の等級にするものとする。

(等級)

第5条 格付基準点数に基づく工種別の等級は、次の表に定めるとおりとする。

工種及び等級	A	B	C	D
土木工事一式	901点以上	900点～711点	710点～631点	630点以下
建築工事一式	801点以上	800点～631点	630点以下	—
舗装工事	851点以上	850点～651点	650点以下	—
水道施設工事	781点以上	780点～641点	640点以下	—
その他	701点以上	700点以下	—	—

(客観点数)

第6条 客観点数は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の規定に基づき建設業者に通知された総合評定値（P点）をもって客観点数とする。この場合において、総合評定値に係る要綱第3条第5号の審査基準日は、栃木県知事が告示する期間にあるものとする。

(主観点数)

第7条 主観点数は、定時登録を実施する年度の前3年度内の各年度（前年度を除く。）に完了検査を実施した予定価格が令和6年度以前に発注した場合は130万円、令和7年度以降に発注した場合は200万円を超える市発注工事（以下「対象工事」という。）に係る工事成績及び特別点数をもって算定するものとし、次の各号に定める方法により算定するものとする。

(1) 工事成績に係る補正率は、工種ごとの工事成績の平均点に応じ、次の区分によるものとする。

工事成績の平均点	補正率
80点以上	+10%
75点以上～80点未満	+5%
65点以上～75点未満	0%
60点以上～65点未満	-5%
60点未満	-10%

※対象工事がない場合の補正率は0%とする。

$$[\text{算式}] \quad \text{客観点数} \times \frac{\text{補正率}}{100} + \text{特別点数} = \text{主観点数}$$

(注) 主観点数は小数点以下を切り捨てるものとする。

(2) 特別点数は、次の表により加算又は減算するものとする。ただし、鹿沼市優良建設業者優良被表彰者に対する特別点数は、前年及び前々年の表彰実績によるものとする。

なお、加算対象とするのは表彰の対象となった工種に限り、加算点数の上限を50点とする。

区 分	加減点数
鹿沼市優良建設業者優良被表彰者	当該工種に +50点
対象工事の工事成績に60点を下回った工事がある者	当該工種1件につき -20点
建設業災害防止協会加入者	+20点
鹿沼市消防団協力事業所認定書交付事業所	+5点
鹿沼保護区協力事業主会に加入している場合	+5点
鹿沼市消防団員を常用雇用している場合	+10点
鹿沼市在住の保護観察対象者を雇用している場合	+10点
鹿沼市在住の障がい者を雇用している場合	+10点
鹿沼市在住の女性技術者を雇用している場合	+10点
鹿沼市在住の若年技術者を雇用している場合	+10点

(施行期日)

この要領は、昭和60年11月1日から施行する。

(施行期日等)

1 この要領は、平成元年7月1日から施行する。

2 改正前の鹿沼市建設工事入札参加資格審査事務処理要領の規定により格付がなされた県外業者（栃木県の区域内に主たる営業所を有する建設業者をいう。）の格付にあたっては、翌年度に格付がなされるまでの間、改正後の鹿沼市建設工事入札参加資格審査事務処理要領の規定により格付されたものとみなす。

(施行期日)

この要領は、平成7年7月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成9年7月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成12年3月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成13年11月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成14年12月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成18年12月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成23年3月9日から施行し、第5条の規定は平成23年4月1日以降に執行する入札から適用する。

(施行期日)

この要領は、平成25年3月22日から施行し、第5条の規定は平成25年4月1日以降に執行する入札から適用する。

(施行期日)

この要領は、平成27年3月6日から施行し、第5条の規定は平成27年4月1日以降に執行する入札から適用する。

(経過措置)

改正前の第5条の表における工種の区分が、建築工事一式、とび・土工・コンクリート工事、電気工事、管工事及び水道施設工事については、平成27年5月1日以後は改正後の第4条第2項の規定は適用しない。

(施行期日)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成31年3月8日から施行し、第5条の規定は平成31年4月1日以降に公告及び指名通知書を発送する入札から適用する。

(施行期日)

この要領は、令和2年10月1日から施行し、第5条の規定は令和3年4月1日以降に公告及び指名通知書を発送する入札から適用する。

(施行期日)

この要領は、令和3年3月8日から施行し、第5条の規定は令和3年4月1日以降に公告及び指名通知書を発送する入札から適用する。

(施行期日)

この要領は、令和5年3月1日から施行し、第5条の規定は令和5年4月1日以降に公告し、及び指名通知書を発送する入札から適用する。

(施行期日)

この要領は、令和7年3月1日から施行し、第5条の規定は令和7年4月1日以降に公告し、及び指名通知書を発送する入札から適用する。

(施行期日)

この要領は、令和7年6月1日から施行する。